

内部者登録制度の見直しに係る基本方針

平成 19 年 3 月 20 日
日本証券業協会
内部者取引の未然防止に
関する検討ワーキング

本ワーキングは、内部者が行う不公正取引の未然防止策として、次のとおり基本方針を定め、証券取引所、日本経済団体連合会及び上場企業に御協力いただきながら、これに基づき内部者登録制度の見直しについて推進することとしたい。

・ 協会員における内部者登録制度の見直し

現在、協会員は、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第 9 号)(以下 9 号規則という。)第 21 条に基づき、本協会が作成した内部者取引管理規則【社内規定モデル】(以下「協会モデル」という。)を基本に社内規則を制定し、内部者登録カードの整備等必要な措置を講じるよう努めることとされている。

本ワーキングにおける検討を踏まえ、当該内部者登録制度について概要次の通り見直すこととしたい。

1. 内部者登録の範囲

内部者登録の範囲については、同制度の実効性を確保し業界全体としてボトムアップを図る観点から、協会員におけるこれまでの内部者登録の実情等踏まえ、下記のとおり再整理する。

(内部者登録カードを整備する範囲)

現行協会モデルの範囲	規則により登録を義務付ける範囲
役員、退任役員(1年以内)	上場企業の取締役、執行役、監査役、会計参与、及び退任1年以内の取締役、執行役、監査役、会計参与
役員配偶者、二親等内の血族	上場企業の役員の配偶者及び同居の家族
大株主のうち証取法第2条第3項に規定する適格機関投資家	と統合
親会社の役員及び幹部職員(退任1年以内も含む)	上場企業の親会社の役員

現行協会モデルの範囲	規則により登録を義務付ける範囲
子会社の役員及び幹部職員(退任1年以内も含む)	上場企業の主要な子会社の役員【注1】
幹部職員(退任1年以内も含む)	上場企業、上場企業の親会社及び主な子会社【注1】の幹部職員(重要な内部情報に接する一部の幹部職員)
関係会社(財務諸表規則8条に規定する関係会社)	上場企業の親会社及び主な子会社【注1】
大株主のうち帳簿閲覧権を有する者	大株主(主要株主を含む上位10名まで)
その他	削除

2. 内部者登録カードの更新(メンテナンス)

現在、協会員は社内規定に基づき、当該協会の顧客について上場企業の役員等に該当するか把握に努め、該当する場合には内部者登録カードを備え付けることとされている。

現行の内部者登録カードは、口座開設時に顧客カードの作成等において得た情報に基づき整備し、その内容の更新については顧客本人の申告をベースとせざるを得ないため、正確な状況把握がきわめて困難な状況にある。

また、個人情報保護法の施行後、個人に係る種々のデータを入手することは、きわめて困難となっている。

そこで、. に後述する内部者情報センター(仮称)で内部者情報をデータ化することにより、これを協会員が照合できる体制を整備し、その範囲において、定期的(例えば1年に一回以上)に内部者登録カードの内容についてメンテナンスを実施する。

なお、協会員は、データ化されたもの以外にも、合理的に確認できる方法により、追加的に内部者登録カードを整備することが必要になる。例えば、上場企業の役員と同居する家族が顧客であるケースが考えられる。

3. 自主規制規則の整備

上記1.及び2.について、改めて自主規制規則として制度化し、より厳格な内部者による不公正取引の未然防止体制を整備することとしたい。

具体的な事項については、9号規則を中心に必要な規則の整備等について引き続き検討する。

【注1】 上場企業(純粋持株会社)の中核たる子会社1社をコアとし、その他どこまで拡大すべきかは要検討。 及び .において同じ。

・内部者情報センター（仮称）の構築

内部者登録カードのメンテナンスを制度化するに当たっては、協会の保有する内部者登録データの更新が必須であることから、内部者登録カードに登録すべき内部者の範囲のうち、更新すべき範囲を定め、定期的に照合できる内部者情報センター（仮称）を構築することとしたい。

当該情報センターの構築に当たっては、以下の事項に留意する。

1．上場企業から提供を受けるデータの範囲については、役員（取締役、執行役、監査役及び会計参与）とし、上場企業の意向を踏まえ概ね次の範囲として整理する。

(1) 役員の範囲

取締役、執行役、監査役、会計参与

各取引所が認定する親会社の役員

上場企業（純粹持株会社）の中核子会社の役員

(2) 属性データの内容

氏名	会社名	役職名	生年月日	住所
----	-----	-----	------	----

なお、今後のデータ提供のあり方については、同センターの稼働及び内部者登録制度の運営状況に鑑み、必要に応じて改めて協議することとする。

2．各証券取引所は、当該上場企業が所定の内部者登録データを当該情報センターへ報告するようルール化する。

3．当該情報センターは、その報告、登録及び照合等が一元的に管理できるよう、主たる証券取引所において構築する。

4．当該情報センターは、協会からの顧客データと上場企業から報告を受けた役員等の属性データとを一定の条件により照合し、条件に合致したものを当該協会に返信する。

5．当該情報センターには、協会の顧客データリストに係る照合のみ可能とし、情報センターにおいて管理することとなる役員等の属性データ自体には直接アクセスできないシステムとする。

6．当該情報センターの構築・運営に係る費用は、上場企業に負担を求めない。

以 上